

2015年日本政府年次報告
「民間職業仲介事業所に関する条約（第181号）」
（2014年6月1日～2015年5月31日）

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はなし。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はなし。

【2014年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

(1) 三人委員会の勧告（ILO憲章の第24条に基づいて行われた表明）の継続管理

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案については、2015年3月13日に閣議決定し、同日国会に提出した。同年5月31日現在、同法案は成立していない。

(2) 第5条1 機会と待遇の均衡

(i) 条約の第5条(1)の実際の適用に関する情報

労働者の労働条件について差別的取扱をしてはならない旨定めた労働基準法第3条は、労働者派遣法第44条第1項により、派遣元事業主・派遣先の双方に対し、適用されており、労働基準関係法令違反が認められた場合には、是正に向けた指導を行っている。

また、本件の適用に関して、裁判所等が決定を下した事案はない。

(2) 第11条

(i) 派遣労働者の安全衛生と所管当局による監督について

派遣労働者の安全衛生の確保のため、労働者派遣法45条に定める労働安全衛生法の適用に関する特例により、労務管理に関する事項は派遣元事業主が、現場での危険・健康障害防止措置に関する事項は派遣先が、それぞれ責任を負うこととされている。これらの履行確保を図るため、派遣元事業主や派遣労働者の労働災害を発生させた派遣先に対し監督指導等を実施するとともに、法令違反が認められた場合には、是正に向けた指導を行っている。

(ii) 派遣労働者の団体交渉と所管当局による監督について

我が国においては、勤労者の団結権及び団体交渉その他の団体行動を行う権利は憲法上保障されており（憲法第28条）、労働組合法により、不当労働行為が禁止される（労働組合法第7条）など、その保障の具体化が図られているところである。これらについては派遣労働者にも保障されており、一般的には雇用主である派遣元事業主が団交義務を負う。

また、団体交渉の応諾義務は、労働条件決定の当事者である雇用関係上の使用者に留まらず、「雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主

と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる場合には、その限りにおいて、右事業主は『使用者』に当たる」とする最高裁判決がある。この判決は労働者派遣について述べたものではないが、近年の中央労働委員会命令においては、派遣労働者を受け入れている派遣先について、一定の場合に使用者に該当する場合がありますとされたものがある。

(3) 第10条及び14条 苦情の調査と適切な救済

求職者や、派遣労働者は違法事案について厚生労働大臣に申告することができることとされている。2013年度における職業紹介事業に関する厚生労働大臣に対する申告は5件であり、例えば、労働条件等の明示に係るものであった。

2013年度における労働者派遣事業に関する厚生労働大臣に対する申告は74件であり、例えば、偽装請負に係るものであった。労働者派遣法違反や職業安定法違反が疑われる事案については、各都道府県に設置している労働局の需給調整事業担当が指導監督を実施し、厳正に対応している。

救済の適切性の評価、および苦情の提出元に関して男女別と経済部門別に分けた統計はない。

(4) 第13条 公共職業紹介機関と民間職業仲介事業所の協業

2014年に改正された「雇用政策基本方針」等の方針の下、公共職業安定所が保有する求人情報・求職情報を民間職業紹介事業者等に提供する取組を実施する（求人情報は2014年9月から実施。求職情報は2015年度中に開始予定）。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はなし。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はなし。

5. 質問Ⅴについて

職業紹介事業については、2013年度の事業報告によると、許可を受けた職業紹介事業者の新規求職申込件数は9,242,320件であった。また、2013年度には、職業安定法違反等に対して、1,635件の文書指導を行った。職業安定法違反により検察庁で通常受理した人員は、2013年（2013年1月1日から12月31日）において、136人である。

労働者派遣事業については、2013年度の事業報告によると、派遣労働者数（登録者数を含む。）は2,515,145人であり、常用換算派遣労働者数は1,262,420人であった。また、2013年度には、労働者派遣法違反等に対して、8,176件の文書指導を行った。労働者派遣法違反により検察庁で通常受理した人員は、2013年（2013年1月1日から12月31日）において、72人である。

上記の他、（労働者派遣事業以外の）船員派遣事業については、2013年度の事業報告によると、派遣船員として雇用されている船員の一日あたりの平均数は3,120人であり、派遣された船員の一日の平均数は1,116人であった。また、2013年度には、船員職業安定法違反に対して、2件の文書指導を行った。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会